

議題 1

令和 3 年度 生活交通ネットワーク計画の変更について

本年 10 月よりコミュニティバス萱原線の路線を一部変更・延伸して運行を開始いたしましたコミュニティバス東部線につきまして、地域住民及び利用者からのご要望を踏まえ、当初運休としておりました年末年始（12/29～1/3）の期間のうち、年末（12/29～12/31）の期間については運行することとする。

上記期間の運行実施に伴い、コミュニティバス東部線の年間の運行日数が 3 日増えることになるため、本年 6 月に申請した令和 3 年度生活交通ネットワーク計画について、次のとおり変更する。

○令和 3 年度生活交通ネットワーク計画の変更について

令和 3 年度生活交通ネットワーク計画中、17 協議会の開催状況と主な議論に「令和 2 年度第 2 回天理市地域公共交通活性化協議会【令和 2 年 12 月 日 書面開催】（本計画の変更について）本計画の変更案を策定したうえで、協議会事務局から資料配布を行い、書面により承認を得る。」を追記する。

表 1（令和 3 年度・令和 4 年度・令和 5 年度）中、（3）東部線の計画運行日数を「359 日」から「362 日」に、計画運行回数を「1436 回」から「1448 回」に改める。

表 1 関係 運行予定系統を示した図（コミュニティバス系統）中、「東部線 運行日は月～日、土日祝も含め運行（12/29～1/3 は運休）」を「東部線 運行日は月～日、土日祝も含め運行（1/1～1/3 は運休）」に改める。

令和3年度生活交通ネットワーク計画

令和2年7月30日

天理市地域公共交通活性化協議会

会長 並河 健

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

天理市では、資源の豊かさを大切にしながら、市民、民間事業者、行政がオール天理で“共に支え合うまち”づくりに取り組み、地域の絆を育みながら、誰もが生き生きと活躍し、安心して豊かに暮らし続けられる、笑顔が広がる共生都市を目指し、政策間連携と地域のネットワークの強化により、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

このような施策を推進する上で、公共交通は市民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を支える重要なインフラであり、行政・交通事業者・市民が連携・協力して公共交通の維持・改善に取り組むことにより、地域における移動手段の確保・充実を図ることが求められている。

こうした中、天理市の公共交通は、公共交通事業者が運営する鉄道や路線バス、定時定路線型のコミュニティバス「いちょう号」及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」、一般タクシーなどの公共交通が運行しており、多くの市民の日常生活を支えている。しかし近年、人口減少や高齢化の進展、自動車利用の拡大等に起因して、公共交通事業をとりまく環境は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、天理市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、天理市の公共交通のマスター・プランとなる「天理市地域公共交通網形成計画」を平成31年3月に策定し、地域公共交通とコンパクトなまちづくりが連携する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、まちづくり施策と一体的な持続可能な地域公共交通網の形成を戦略的に推進するための取り組みを推進している。

地域公共交通確保事業として実施する天理市コミュニティバス「いちょう号」及び天理市デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」の運行については、今後も市民が市内のどこに居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくために必要な地域内フィーダー路線の確保・維持に係る事業である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

天理市地域公共交通網形成計画では、人口減少が見込まれる中、施策の展開等により地域内公共交通（コミュニティバス「いちょう号」及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」）の利用者数を現在の水準で維持することを目指し、年間利用者数19,700人を目標としている。

ただし、令和元年度の地域公共交通確保維持事業期間における地域内公共交通の利用者数は22,811人となっており、令和2年10月よりコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの再編による運行開始に伴い、更なる利用者の増加が見込まれることから、地域内公共交通の利用者数の目標を27,170人とする。

【系統毎の目標値】

| 系 統 | 目標値(令和3年度) | 目標値(令和4~5年度) |
|------------------------|------------|--------------|
| (1) コミュニティバス西部線(内回り) | 8,200人 | 8,200人 |
| (2) コミュニティバス西部線(外回り) | 7,100人 | 7,100人 |
| (3) コミュニティバス東部線 | 8,000人 | 8,000人 |
| (4) デマンド型乗合タクシー(高原エリア) | 800人 | 800人 |
| (5) デマンド型乗合タクシー(西エリア) | 1,270人 | 1,270人 |
| (6) デマンド型乗合タクシー(南エリア) | 530人 | 530人 |
| (7) デマンド型乗合タクシー(北エリア) | 970人 | 970人 |
| (8) デマンド型乗合タクシー(東エリア) | 300人 | 300人 |
| 合 計 | 27,170人 | 27,170人 |

(2) 事業の効果

- ・コミュニティバスの運行により公共交通空白地帯の71%が解消、さらにデマンド型乗合タクシーの運行により公共交通空白地帯の96%が解消される。
- ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化される。
- ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現される。
- ・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・天理市公共交通活性化協議会として、コミュニティバス及びデマンドタクシーによる公共交通の円滑な運営を心がける。
- ・コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用を促進するため、時刻表や路線図、利用方法等を市の公報紙「町から町へ」やホームページに掲載するとともに、市内各所にチラシを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、運営主体である天理市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・天理市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・申請番号1～3：奈良交通株式会社
- ・申請番号4～8：奈良近鉄タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする系統に係る利用状況等の継続的な測定方法
(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ)

※ 該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準にたどり書きに基づき、協議会が平日担当たりの
運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
(地域間幹線系統のみ)

※ 該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハただし書に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準する生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※ 該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内ルート・システムのみ】

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における取扱い(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和2年度第1回天理市地域公共交通活性化協議会【書面開催】(本計画の策定について)
本計画の案を策定したうえで、協議会事務局から資料配布を行い、書面により承認を得る。
- ・令和2年度第2回天理市地域公共交通活性化協議会【令和2年12月 日 書面開催】(本計画の変更について)
本計画の変更案を策定したうえで、協議会事務局から資料配布を行い、書面により承認を得る。

18. 利用者等の意見の反映状況

- ・協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成

19. 協議会メンバーの構成員

天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

| 構成員 | 構成員名称 |
|--------------------|---|
| 市町村代表者 | 天理市 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 | 奈良交通株式会社 公益社団法人奈良県バス協会 |
| 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者 | 奈良県タクシー協会天理部会 一般社団法人奈良県タクシー協会 |
| 鉄道事業者 | 西日本旅客鉄道(株) 近畿日本鉄道(株) |
| 道路管理者 | 奈良国道事務所 奈良土木事務所 天理市建設部 |
| 公安委員会 | 天理警察署 |
| 利用者代表 | 天理市議会議員 天理市区長連合会 天理市長寿会連合会 |
| 天理市が必要と認める者 | 近畿運輸局奈良運輸支局 奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 天理市市長公室 天理市健康福祉部 |

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画運 行回数 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | | |
|------|-----------------|-----------------|------|--|-----|--------------------|----------------|------------|-------------------------------|------------|--------------------|------------------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | 再編 特例 措置 | 運行態様の 別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 天理市 | 奈良交通(株) | (1) 西部内回り | 天理駅 | 結崎駅・長柄運動公園前 | 天理駅 | 往27.4km (循環) | 244日 | 732回 | | 路線定期 運行 | ① | 天理駅にて補助対象地域間幹線系統「天理都祁線」、「天理桜井線」と接続 | ③ |
| | | (2) 西部外回り | 天理駅 | 長柄運動公園前・結崎駅 | 天理駅 | 往29.8km (循環) | 244日 | 488回 | | 路線定期 運行 | ① | | ③ |
| | | (3) 東部線 | 天理駅 | 憩の家外来棟・天理市役所 | 下山田 | 往21.8km 復21.8km | 362日 | 1,448回 | | 路線定期 運行 | ① | | ③ |
| | 奈良近鉄 タクシー(株) | (4) 高原エリア | 天理駅 | 福住町、山田町、長瀧町 | 天理駅 | | 244日 | 660回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (5) 西エリア | 天理駅 | 小路町、中町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、庵治町、嘉幡町、荒蒔町、稻葉町 | 天理駅 | | 244日 | 740回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (6) 南エリア | 天理駅 | 仙之内町、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町、檜垣町、遠田町、海知町、武藏町 | 天理駅 | | 244日 | 490回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (7) 北エリア | 天理駅 | 櫟本町、中之庄町 | 天理駅 | | 244日 | 530回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (8) 東エリア | 天理駅 | 藤井町、上仁興町、下仁興町、菖原町、内馬場町 | 天理駅 | | 244日 | 270回 | | 区域運行 | ① | | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画運行回数 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|-------------|-----------------|------|--|-----|--------------------|----------------|--------|-------------------------------|--------|------------------------------------|-------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | 再編 特例 措置 | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 |
| 天理市 | 奈良交通(株) | (1) 西部内回り | 天理駅 | 結崎駅・長柄運動公園前 | 天理駅 | 往27.4km (循環) | 242日 | 726回 | 路線定期運行 | ① | 天理駅にて補助対象地域間幹線系統「天理都祁線」、「天理桜井線」と接続 | ③ |
| | | (2) 西部外回り | 天理駅 | 長柄運動公園前・結崎駅 | 天理駅 | 往29.8km (循環) | 242日 | 484回 | 路線定期運行 | ① | | ③ |
| | | (3) 東部線 | 天理駅 | 憩の家外来棟・天理市役所 | 下山田 | 往21.8km 復21.8km | 362日 | 1,448回 | 路線定期運行 | ① | | ③ |
| | 奈良近鉄タクシー(株) | (4) 高原エリア | 天理駅 | 福住町、山田町、長瀧町 | 天理駅 | | 242日 | 660回 | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (5) 西エリア | 天理駅 | 小路町、中町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、磨治町、嘉瀬町、荒瀬町、轎葉町 | 天理駅 | | 242日 | 740回 | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (6) 南エリア | 天理駅 | 袖之内町、菅生町、竹之内町、乙木町、園原町、檜垣町、遠田町、湯知町、武庭町 | 天理駅 | | 242日 | 490回 | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (7) 北エリア | 天理駅 | 櫻本町、中之庄町 | 天理駅 | | 242日 | 530回 | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (8) 東エリア | 天理駅 | 藤井町、上仁興町、下仁興町、菅原町、内馬場町 | 天理駅 | | 242日 | 270回 | 区域運行 | ① | | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画運 行回数 | 再編 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|-------------|-----------------|------|---|-----|--------------------|----------------|------------|----------------|-------------------------------|------------|------------------------------------|-------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準二で該当する要件(別表7のみ) |
| 天理市 | 奈良交通(株) | (1) 西部内回り | 天理駅 | 結崎駅・長柄運動公園前 | 天理駅 | 往27.4km (循環) | 244日 | 732回 | | 路線定期運行 | ① | 天理駅にて補助対象地域間幹線系統「天理都祁線」、「天理桜井線」と接続 | ③ |
| | | (2) 西部外回り | 天理駅 | 長柄運動公園前・結崎駅 | 天理駅 | 往29.8km (循環) | 244日 | 488回 | | 路線定期運行 | ① | | ③ |
| | | (3) 東部線 | 天理駅 | 憩の家外来棟・天理市役所 | 下山田 | 往21.8km 復21.8km | 362日 | 1,448回 | | 路線定期運行 | ① | | ③ |
| | 奈良近鉄タクシー(株) | (4) 高原エリア | 天理駅 | 福住町、山田町、長瀬町 | 天理駅 | | 244日 | 660回 | | 区域運行 | ① | 天理駅にて補助対象地域間幹線系統「天理都祁線」、「天理桜井線」と接続 | ③ |
| | | (5) 西エリア | 天理駅 | 小路町、中町、南六条町、春殿町、上総町、小田中町、庵治町、嘉瀬町、荒町、稻葉町 | 天理駅 | | 244日 | 740回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (6) 南エリア | 天理駅 | 仙之内町、蒼生町、竹之内町、乙木町、園原町、椿垣町、遠田町、海知町、武藏町 | 天理駅 | | 244日 | 490回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (7) 北エリア | 天理駅 | 樺本町、中之庄町 | 天理駅 | | 244日 | 530回 | | 区域運行 | ① | | ③ |
| | | (8) 東エリア | 天理駅 | 藤井町、上仁興町、下仁興町、言原町、内馬場町 | 天理駅 | | 244日 | 270回 | | 区域運行 | ① | | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1関係 運行予定系統を示した図(コミュニティバス系統)

1)運行系統・運行区域の概要

- 西部線 天理総合駅を起点とし、前栽地区、井戸堂地区、二階堂地区、朝和地区を回り天理総合駅に戻る巡回路線。運行経路途中の西井戸堂交差点を分岐点として、内回り、外回りの2系統に分かれる。
- 東部線 天理総合駅を起点終点に、市中心部では買い物拠点となるスーパー、大きな病院及び市役所等を、中山間地域では仁興町、菖原町、福住町等を経由し、山田町を終点起点とし運行する。

2)事業の概要

- 事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。【西部線・東部線】
- 運行は奈良交通株式会社に委託する。【西部線・東部線】

西部線 運行日は、月～金(土日祝及び12/29～1/3は運休)

運行回数は1日5便とする。奇数便は内回り、偶数便は外回り。

運賃は、100円(小学生以下は50円)福祉割引あり

東部線 運行日は月～日、土日祝も含め運行(1/1～1/3は運休)

運行回数は1日に4往復

運賃は、

天理駅～菖原間及び菖原～下山田間は190円(小学生以下は100円)福祉割引あり

菖原を跨ぐ乗降は300円(小学生以下は150円)福祉割引あり

3)計画期間

西部線 平成23年4月から本格運行を実施

東部線 令和2年10月から本格運行を実施

| 事業の名称 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 天理市コミュニティバス 運行事業 | 令和2年10月 ～ 令和3年9月末 | 令和3年10月 ～ 令和4年9月末 | 令和4年10月 ～ 令和5年9月末 |